



障がい者用駐車場

マナーアップ

キャンペーンを実施

その駐車正しいですか？

車いすを使用している人にとって、自動車はとて大切な移動手段です。

障がい者用駐車場は、車いすを使用している人や、杖を使用している人など、歩行が困難な人のための駐車スペースです。車いすを利用する人が車を降りるとき、ドアをいっばいまで開けられるように、通常の幅より広くなっている、公共施設やショッピングセンターなど、多くの人が利用する施設では、出入口近くに設けられています。

空いていたからいいか

入り口に近いうちから停めてしまおう

少しの間だからいいか

■問合せ
役場健康福祉課 障害者福祉担当
電話 296-11241
FAX 296-13390

県では、障がい者用駐車場マナーアップキャンペーン強調週を11月1日から12月9日までの間、実施しています(趣旨は通年で実施)。町でもこの強調週間に合わせ、12月から町内で啓発活動を行い、障がい者用駐車場の適正な利用を呼びかけます。

強調週間に合わせて町内で啓発活動実施
識していませんかったりする場合もありますが、知っていても「少しの間だから」「入り口に近いうちから」「空いていたから」などといった軽い気持ちで駐車してしまう人もいます。



お得いっぱい「コバトンお達者倶楽部事業」

参加して もっとわくわく もっと生き生き シルバーライフ

登録店も募集中

現在 29 店舗が参加中です

- コバトンお達者倶楽部事業ってなに
65歳以上の方を対象に、閉じこもりを防止するための介護予防事業として、今年の7月1日から始まった事業です。鳩山町をはじめ、県内56市町村がこの事業に参加しています。
- 事業へはどうやって参加するの
事業に参加するには
①町地域包括支援センターや役場高齢者支援課、役場東出張所及び町内登録店の公共機関で「コバトンお達者倶楽部カード」を本人が受け取ります。
②カード1枚に登録店(町内の登録店は右記参照)を1つ選びます。(1度に3枚までもらえます。)
③その登録店で買い物などをしてスタンプを押してもらいます。(1日につき1回)
④3か月以内に10個のスタンプが貯まったら、その登録店から特典がもらえます。
- 詳しくは 町地域包括支援センター ☎296-7700 まで

- コバトンお達者倶楽部事業 町内登録店一覧
平成25年11月10日現在
- 鳩豆工房旬の花
 - Yショップ澤屋商店
 - 沼屋商店
 - 福島電気
 - かめや
 - (有)ナカダナ
 - くすり松本
 - 一寿司
 - 赤沼屋肉店
 - レストランエルヴィス
 - (有)ふくいち
 - 焼き肉風
 - (株)ヨコタ鳩山ニュータウンSS
 - セブンイレブン鳩山今宿店
 - ドラッグセイムス鳩山店
 - ドラッグストア セキ鳩山店
 - 山室水産
 - 花むすび
 - 田島屋酒店
 - ラーメンハウス とんちん館
 - ミルクウエイ
 - カラオケ満点星
 - カラオケでこぼん
 - 鳩山石材
 - 【公共機関】
 - 町立図書館
 - 町中央公民館
 - 町民体育館
 - 町総合福祉センター
 - ニュータウンふくしプラザ
- ※最新の情報は県高齢介護課ホームページでご覧いただけます。



はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】上條さなえさん

埼玉県在住の児童文学作家上條さなえさんと先日お会いすることができました。上條さんには、以前、鳩山町で2回ほど講演をしていただいています。

始めは、平成22年度に行われた親学講座でした。この講演の内容がすばらしく、鳩山町の子どもたちにも同じ話をさせていただきたいとの参加者の声があり、翌年、鳩山中学校で中学生への講演会となりました。



上條さんは、1950年東京生まれ。小学校教員を経て、児童文学作家としてデビューしました。作家活動の傍ら、埼玉県の児童館館長を経て、埼玉県教育委員会委員長などを歴任しました。

著書に「10歳の放浪記」という作品があります。父親の事業の失敗で一家は離散、父と池袋の簡易宿泊街をねぐらに、酒に溺れる父に代わって、拾ったパチンコ玉で夕食代を稼いだ、10歳の著者自身が経験した1年間のホームレス生活を描いた本です。多くの読者の涙と感動を誘い、テレビドラマにもなりました。講演の中身は、ほぼこのホームレス時代の話です。



中学校での講演には立ち会っていませんが、子どもたちが感動したことは、上條さん自身の言葉から想像できました。「三百数十人の子どもたちが、私を見ていた。私は、悲惨だった自分の人生について語った。『それに比べたら、何とあなたたちは、幸せなのか』と。信じられなかった。私が語った50分間、子どもたちはじっと私を見続けてくれたのだ。体育館の天井に誰かいて、マジックをかけているのかと思った。子どもたちの表情を見ているうちに、感激と感謝で胸が一杯になった」。のちに、読売新聞に上條さん自身がそう寄稿しています。



上條さんに、再度、鳩山中学校での講演をお願いしたところ、快諾をいただきました。



トラブル情報

くらしの 110 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

移動販売の物干しざおで 高額請求トラブル

【事例1】

移動販売のアナウンスで、2本で2,000円と言っていた。注文したところ、販売員が物干し台に長さを合わせてカットした物を持ってきて、2本で40,000円だと言う。値段が違うと抗議すると「20センチメートル当たりの単価だ。もうカットしたので、支払え」とすごまれたので支払ってしまった。領収書ももらえず会社名も連絡先も分からない。

【事例2】

アナウンスで「1本、イチ、キュウ、パ」と言うので、1,980円なら安いと思い、注文した。物干し場に設置後、いきなり19,800円を請求されたが、怖い感じの人だったので仕方なく支払ってしまった。後で竿をよく見たら、材質も粗悪であるようだ。

【事例3】

2本で2,500円だったので注文したところ、お宅の物干し台は腐っているから換えなさいと言われた。台の値段を聞いても教えてもらえず一方的に設置された後で、まとめて150,000円を請求された。

業者のアナウンスは、「安い」と勘違いさせる内容で消費者を引き付けます。声をかけると、値段についてはっきりと説明しないままに物干し台のサイズに合わせて竿を切ってしまうなどして、消費者が断りにくい状況に追い込んできます。

また、領収書ももらえなかったり、連絡先を聞いても教えてもらえなかったりして、その後の返金交渉ができない場合も多くなっています。

- ① 売り文句に惑わされず、呼び止めるかどうか慎重に判断しましょう。ホームセンターなどでも、配送料がかかる場合がありますが、購入できます。
- ② 購入を決める前に必ず品物の価格や材質を確認しましょう。

もし納得がいかなければ、はっきりと断りましょう。

- ③ 購入する場合は支払う前に必ず業者名や連絡先を確認し、領収書ももらいましょう。
- ④ 困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

こんなときは
どうしたら
いいの？

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895